贈与の基礎講座 その4

~よく見かける名義預金とは~



贈与の成立条件

財産の贈与は**「あげます」「もらいます」**が成立して 初めて贈与と認められます。



名義預金とは

亡くなった人の名義ではない親族名義の預金なのに、亡くなった 人の財産とみなされる預金をいいます。

名義預金と認定されると

①その預金は亡くなった方の名義でなくとも亡くなった方の 相続財産とみなされ相続税の対象となります。



相続税が増える

②名義預金は遺産分割の対象となります。



孫名義の名義預金だと遺産分割が面倒くさい。

名義預金とは

※名義預金の判定基準は次の3つです。

その(1)

そのお金の資金源は誰か

その②

贈与が成立したお金か(あげます・もらいますの立証)

その③

お金の管理は誰がしているか

3つの判定基準を総合的に判断し、名義預金かどうかが決まります。

よくある名義預金 その①

おじいちゃんが孫の通帳にお金を振り込むが、預金通帳や印鑑 はおじいちゃんが管理しているケース。

(実際に通帳を使えるのはおじいちゃん)





でも、預金口座はおじいちゃんが管理するね



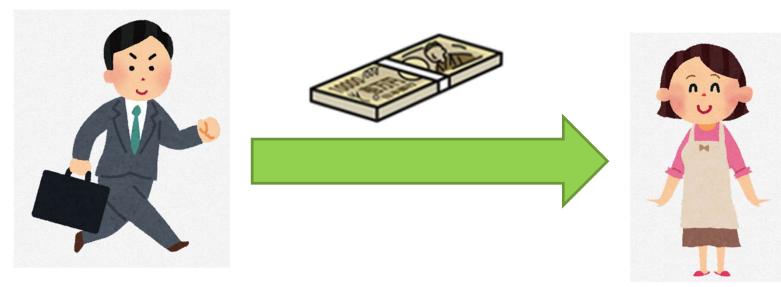
「お金?なにそれ 僕知らないよ」



よくある名義預金 その②

専業主婦の奥様が夫から毎月貰った生活費を、毎月少しずつ 自分の通帳にためていったヘソクリ。

(資金源は夫。ヘソクリの金額があまりに大きいと問題に)



「今月の生活費だよ」

「ありがとう。今回も節約して 少しはヘソクリにしよっと。」

END

